

## 環境

### 2年間で約300トンの減量が必要です

4月の燃やせるごみの排出量は344・35トとなり、前年同月(362・06ト)と比べて17・71ト減少しました。しかし目標では、令和8年度からの2年間で、燃やせるごみを約300ト減量しなければなりません。

この目標を達成できない場合、今後のごみ処理体制の維持が極めて困難な状況となります。持続可能な地域を守るため、皆さん一人一人のご理解とご協力が不可欠です。皆さんのご協力によるこの成果を無駄にしないよう、この減量傾向を1年間継続していきましょう。

▼問い合わせ先  
町民生活課 環境係  
☎(62) 2114

### 食品ロスを減らしましょう

食品ロスとは、「まだ食べられるのに廃棄される食品」のことです。

家庭から出される生ごみのうち、約40%が食品ロスに該当す

ると言われています。猪苗代町でも昨年、燃やせるごみの実態調査を実施しましたが、生ごみ類は燃やせるごみ全体の28%を占めていました。その中には、消費期限が過ぎた未使用の肉や野菜、賞味期限切れのレトルト食品などが多く見られました。

食品ロスは「もったいない」だけでなく、ごみとして焼却することで二酸化炭素の排出や焼却灰の埋め立てにつながるなど、環境への負荷も大きくなります。食品ロスは、日常のちよつとした工夫で減らすことができます。次の4つのポイントを意識して、食品ロス削減に取り組みましょう。

- ① 買い物  
冷蔵庫などの在庫を確認してから買い物に行き、買いすぎを防ぎましょう。
- ② 保存  
食品の表示に従い、適切な方法で保存しましょう。
- ③ 調理  
食べきれぬ量を作り、残った食材も工夫して使い切りましょう。
- ④ 期限の確認  
賞味期限は「おいしく食べられる期限」です。多少期限を過ぎても、すぐに捨てず、状態を確認してから判断しましょう。

▼問い合わせ先  
総務課 秘書広報係  
☎(62) 2111

## 情報公開

### 令和7年度の情報公開・個人情報開示の実施状況を公表します

▼情報公開実施状況

○決定区分 公開 6件

- ・町長が契約者となる傷害保険等の加入証券
- ・教育委員会が契約者となる傷害保険等の加入証券
- ・一般または指名競争入札で発注した契約に係る入札結果一覧
- ・長瀬村有林施業要領
- ・長瀬地区財産区私用収益地の経過等
- ・小中学校健診結果統計資料

## 相談

### 行政相談委員に相談してみませんか

行政相談委員による行政相談会を毎月1回、第3水曜日に開催しています。

行政相談委員が、行政に関する苦情や意見を受け付け、解決のためにお手伝いします。お気軽にご相談ください。

▼開催日時  
7月15日(水)

午後1時から午後3時まで

▼会場  
役場3階 第3委員会室

▼その他  
相談無料・秘密厳守

▼問い合わせ先  
総務課 秘書広報係  
☎(62) 2111

## 健康

### 食生活改善推進員養成講座受講者を募集します

食生活改善推進員(食改さん)は、「私達の健康は私達の手で」のぼさう健康寿命 つなごう郷土の食」をスローガンに、食を通じた健康づくりのボランティア活動を行っています。町が開催する研修会に参加し修了すると、次年度から食生活改善推進員として活動することができます(主に平日の活動になります)。

研修会では、健康の基本である「食」を中心に講義や調理実習などを通して、健康づくりについて楽しく学びます。

まずは自分のために、そして家族や地域みんなの健康づくりのために一緒に学んでみませんか。

▼対象者 町内在住の人  
▼研修期間  
令和8年9月～令和9年2月(研修会は計6回開催予定)  
▼研修内容

町民生活課 環境係  
☎(62) 2114

### 人権擁護・行政相談委員合同相談会

人権擁護委員と行政相談委員による合同相談会を開催します。人権擁護委員は、地域住民の人権の擁護と人権思想の普及・高揚を目的に活動しています。人権問題でお困りの人は、この機会にぜひご相談ください。

▼開催日時  
7月3日(金)

午前10時から午後3時まで

▼会場  
役場3階 第4委員会室

▼その他  
相談無料・秘密厳守

▼問い合わせ先  
総務課 秘書広報係  
☎(62) 2111

## 消防

### 町消防団訓練成果報告会

町消防団は、町民の安心・安全を守るため、災害に備え日々訓練を行っています。

その訓練成果を披露するため、訓練成果報告会を開催します。ぜひ観覧にお越しください。

## 商品券

### 「猪苗代町民応援デジタル商品券」の使用を忘れずに

猪苗代町民応援デジタル商品券の使用期限は、令和8年9月30日(水)までです。

使用期限が過ぎた商品券は、一切使用できません。払い戻しもできませんので、忘れずに使用してください。

まだ商品券を受け取っていない人は、商工観光課で受け取りをお願いします。

▼受取方法  
次の①と②を持参してください。  
①受け取る人の身分証明書(運転免許証やマイナンバーカードなど)  
②受け取る人の印鑑

▼日時  
6月28日(日)

午前8時半～

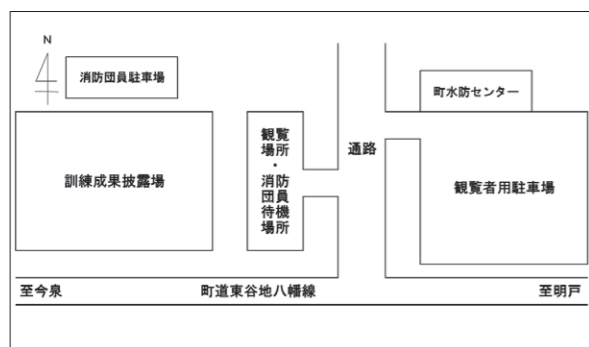
※雨天決行。警報等が発令した場合は、中止します。

▼会場  
水防センター 西側駐車場

▼観覧のご案内  
どなたでも自由に観覧できます。観覧者の駐車場は、水防センター南側駐車場です。安全のため、指定の場所で観覧してください(案内図参照)。

また、気温が高くなることが予想されますので、熱中症対策を万全にしてお越しください。

▼案内図



▼問い合わせ先  
総務課 防災情報係  
☎(62) 2111

## 税金

### 税は期限内に納付を滞納放置には厳正処分

▼税は行政サービスの大切な財源です

税は、私たちが安心して健康に暮らすために重要な役割を担っています。教育や福祉などの公共サービス、道路や公共施設の整備などを行うための大切な財源です。

税を滞納することは、町の財政を圧迫し、これらの公共サービスに支障をきたす原因となります。

▼納期限内に納付してください  
税は、納期限内に自主的に納めていただくものです。滞納は期限内に納付している多くの町民の皆さんとの公平性を欠くこととなります。

このため町では、滞納者に対して財産調査や捜索を行い、預貯金・給与などの差し押さえを含む滞納処分を厳正に行っています。

▼納付が困難な場合は早めに相談を  
病気や失業、事業の経営不振など、やむを得ない事情により、納期限内の納付や一括納付が難

しい場合は、納付方法や納付計画などの相談を受け付けています。そのまま放置せず、お早めにご相談ください。相談がないまま放置された場合は、法律に基づき滞納処分を執行することがあります。

▼滞納処分は法律に基づく強制処分です  
国や地方公共団体は、裁判所を通すことなく、滞納者の財産を調査・差し押さえし、滞納している税金に充当できる「自力執行権」を持っています。

▼滞納処分までの流れ  
滞納する能力があるにもかかわらず、遊興費や借金、住宅ローンの返済などを優先し、納税していない場合などは、滞納処分の対象となります。

### 納税通知書の発送

### 督促・催告

納期限を過ぎると督促状を発送します。それでも納付がない場合は、電話や文書などにより納税の催告を行います。

### 財産調査

勤務先、金融機関、生命保険会社、官公庁、取引先などに対して財産調査を行います。調査

を行うにあたり、滞納者本人の承諾は必要ありません。

▼滞納処分(財産差し押さえ)  
催告に応じず、納付や相談がない場合は、財産の差し押さえを執行します。

※地方税法第331条等により、滞納者の財産を差し押さえなければならぬと定められています。

### 換価処分

差し押さえた財産を現金化し、滞納している税金に充当します。

▼町税の納付は口座振替・キャッシュレス納付が便利です  
○口座振替  
指定口座から振替日に自動で引き落とされるため、納め忘れ防止に便利です。振替日前日までに口座残高をご確認ください。

利用を希望する場合は、預貯金通帳と届出印を持参の上、指定の金融機関で手続きをしてください。

○キャッシュレス納付  
スマートフォン決済アプリやインターネットバンキング等を利用したキャッシュレス納付も可能です。

▼補助金  
町では、町内産農産物を利用した6次産業化に取り組む農業者や団体等に補助金を交付しています。

▼補助内容  
6次化産品の開発、既存商品の販路拡大やさらなる高付加価値化等にかかる経費の一部を補助します。

▼対象者  
○町内に住民登録があり、居住している農業者など  
○町内に事業所を有する法人または団体

▼補助金額  
事業経費(税抜)の3分の2

## 補助金

### 農産物6次化推進事業補助金のお知らせ

LQR(二次元コード)や「eL番号」を利用することで、自宅や職場から24時間いつでも納付できます。

※キャッシュレス納付では、領収書は発行されません。必要な場合は、金融機関窓口または役場で現金納付してください。

▼問い合わせ先  
税務課 収納係  
☎(62)2113

## 募集

### 猪苗代ブランド認定商品を募集しています

町農業活性化協議会では、町内で生産された農林水産物や、それらを主原料とした加工食品を、猪苗代ブランド「いなわしろ」の認定として認定し、広く発信しています。

同時、このブランド認定の対象となる商品を募集中です。認定された商品は、ホームページ



や町広報紙などで積極的にPRしていきますので、ぜひ応募してください。

### 募集対象品

○町内で生産された農林水産物  
○町内で生産された農林水産物を主原料として加工した食品

### 申請者の要件

○町内に住民登録があり、居住している個人  
○町内に事業所を有する法人または団体

### 認定の有効期間

○スタンダード認定 3年間  
○プレミアム認定 1年間

### 申請手数料 無料

### 申請期間 随時受付

▼問い合わせ先  
町農業活性化協議会事務局(農林課内)  
☎(62)2116

## 有害鳥獣

### クマに注意しましょう

県内では、4月のツキノワグマの目撃件数が100件を超え、過去最多ペースとなっています。また、4月には人身被害も2件発生しています。

山林や農地など野外で活動する際には、ツキノワグマに遭遇

しないよう、より一層の注意をお願いします。

### ■遭遇しないための心構え

- ・山野に入る際は、単独行動を避けましょう。
- ・クマ鈴やラジオなど音の出るものを携帯し、自分の存在を知らせましょう。
- ・ツキノワグマは、早朝や夕方の入山はできるだけ避けましょう。

▼クマに出会ってしまったら  
・遠くにクマを発見した場合は、慌てず静かにその場を離れましょう。

- ・クマから目を離さず、落ち着いてゆっくり後ずさりしながら距離を取りましょう。
- ・大声を出したり、急に走って逃げたりすると、クマを興奮させる危険がありますので、避けてください。

### ▼問い合わせ先

農林課 農林整備係  
☎(62)2116

### 野生動物との交通事故故にご注意ください

町内でも、走行中の車両等と野生動物との交通事故が発生しています。特に、夜間や早朝の時間帯に多く発生していますので、次の点に注意し、走行して

ください。

また、町内の野生動物の出没状況を、「獣マップ」に掲載していますので、ご活用ください。

### ▼走行の際の注意点

- ・スピードを控え、ハイビーム走行を徹底する。
- ・野生動物が頻繁に出没する場所では徐行し、突然の飛び出しに備える。

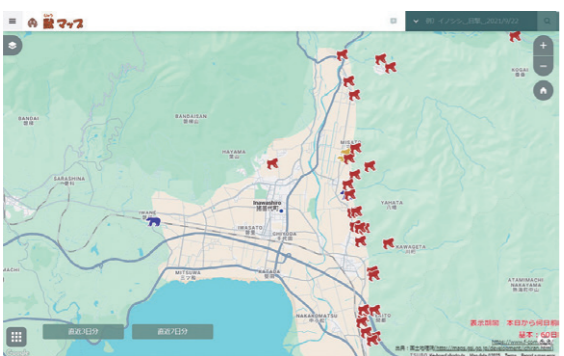
・万が一、接触事故が発生し、けが人がいる場合は、警察や消防へ連絡する。

### ▼獣マップアクセス方法

QRコードからアクセスしてください。



### ▼獣マップ



出典：国土地理院

### ▼問い合わせ先

農林課 農林整備係  
☎(62)2116